

添付書類チェックリスト

遺産分割が終わっていない場合

- 申告者全員の住民票の写しまたは戸籍の附票の写し
 - 被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本または住民票の写し（本籍・筆頭者記載のもの）
 - 申告者全員の現在の戸籍謄本
 - 【法定相続人が第2順位の場合】先順位法定相続人がいないことが確認できる書類
主な例：被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
 - 【法定相続人が第3順位の場合】先順位法定相続人がいないことが確認できる書類
主な例：被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
および被相続人の親の死亡が確認できる戸籍謄本
- ※第2・第3順位については下図「（参考）法定相続人の範囲」を参照

遺産分割協議書がある場合

- 遺産分割協議書および法定相続人全員の印鑑登録証明書
 - 申告者全員の住民票の写しまたは戸籍の附票の写し
 - 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
 - 法定相続人全員の現在の戸籍謄本
 - 【法定相続人が第2・第3順位の場合】
先順位法定相続人がいないことが確認できる書類
- ※第2・第3順位については下図「（参考）法定相続人の範囲」を参照

遺言書がある場合

- 遺言書（自筆証書遺言の場合は、検認済証明書または遺言書情報証明書を含む。）
- 申告者全員の住民票または戸籍の附票の写し
- 被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本または住民票の写し（本籍・筆頭者記載のもの）

留意事項（共通）

※ 添付書類はすべてコピーしたもので構いません。

※ 戸籍謄本は法務局で作成された法定相続情報一覧図で代用可能です。

ただし、申告者全員の住民票の写しまたは戸籍の附票の写しの提出は必要です。

※ 状況により、上記以外の書類などの提出をお願いする場合があります。

※相続放棄している場合は家庭裁判所が発行した「相続放棄申述受理通知書」又は「相続放棄申述証明書」の写しを提出してください。

（参考）法定相続人の範囲（先順位の相続人が1人もいない場合、後順位の相続人が法定相続人になる。）

